

令和3年度 第1回 高浜市都市計画審議会 議事録

開催日時：令和3年10月25日（月） 午後2時30分～午後3時40分
開催場所：高浜市いきいき広場 会議室 B
出席委員：佐藤 雄哉（会長） 小嶋 克文（副会長）
神谷 直子 酒井 美貴
神谷 信夫 内藤 克弘
鈴木 雅仁 中川 裕文（代理：稲垣 慎吾）
加藤 博一 杉浦 裕司
欠席委員：篠田 裕重
事務局員：（都市政策部）杉浦部長
（都市計画 G）島口 GL、石川主事、鳥居主事
（上下水道 G）石川 GL、高橋主査、中西技師

（開会時間 午後2時30分）

開 会

1. 開会あいさつ

○事務局（杉浦部長）

時間も参りましたので、只今より高浜市都市計画審議会を開催させていただきます。
私は都市政策部長の杉浦です。よろしくお願いいたします。

本日は委員の半数以上がご出席されていますので、都市計画審議会条例第8条の規定により、本会は成立しておりますことをご報告させていただきます。

さて、本日は今年度初めての審議会となりますので、事務局よりお名前をお呼びしますので、恐れ入りますが、簡単なご挨拶をお願いいたします。

—————（ 出席委員読み上げ、各委員あいさつ : 略 ）—————

ありがとうございました。

最後に事務局でございますが、都市計画グループリーダー 島口でございます。続いて、担当の石川、鳥居でございます。
続きまして、本日議題の担当グループとなります上下水道グループリーダー 石川でございます。続いて、担当の高橋、中西でございます。
よろしくお願いいたします。

○事務局（島口 GL）

それでは、以後の進行につきましては、私の方から、進めさせていただきます。まず、過日、配布させていただきました、議案書及び資料の確認からさせていただきます。

—————（ 配布資料の確認 ： 略 ） —————

それでは、以降の会議のとりまわしは、審議会条例第6条第3項の規定により、佐藤会長、よろしく願いいたします。

2. 会長・副会長の選任

○佐藤会長

それでは、私の方より進めさせていただきますので、よろしく願いいたします。まず、副会長の選任について事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（島口 GL）

副会長の選任でございますが、審議会条例第6条第2項の規定により「副会長は、委員のうちから会長が指名する。」とありますので、佐藤会長、よろしく願いいたします。

○佐藤会長

只今、事務局から説明がありましたように、会長が指名するということですので、私より指名させていただきます。副会長には、「小嶋 克文 委員」を指名させていただきたいと思っておりますので、よろしく願います。それでは、副会長に選任されました「小嶋 克文 委員」にご挨拶をお願いいたします。

○小嶋副会長

一言ご挨拶を申し上げます。只今、会長より指名をいただきまして、副会長にということですので、会長の補佐役として、努力していきたいと思っております。また、会議もスムーズに進行できますよう協力をしていき、助言させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○佐藤会長

ありがとうございました。それでは、本日の議題に入ります前に、議事録署名人をお願いしたいと思います。審議会運営規程第7条により私から指名させていただきます。今回の議事録署名人については、「加藤 博一 委員」、「杉浦 裕司 委員」のお二人にお願いできればと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、議事の内容に入っていきたいと思っております。議案第1号「西三河都市計画下水道（高浜公共下水道）について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

3. 議案第1号：西三河都市計画下水道（高浜公共下水道）の変更について（高浜市決定）

○事務局（島口 GL）

それでは、議案第1号 「西三河都市計画下水道（高浜公共下水道）の変更について」、担当の上下水道グループよりご説明いたします。

ではよろしく申し上げます。

○事務局（石川 GL）

それでは、説明のほうに入らせていただきます。

上下水道グループリーダーの石川です。担当の中西と高橋になりますので、よろしく願いいたします。

それでは、議案第1号 「西三河都市計画下水道（高浜公共下水道）の変更について」説明いたします。

議案理由としましては、公共下水道の雨水整備工事を行うにあたり、多くの費用を要するため、国の支援をいただき、都市計画事業として認可を取得し、計画的に事業を進めるものでございます。

まず、資料1-1をご覧ください。今回、都市計画高浜公共下水道の排水区域面積を変更いたします。雨水排水区域面積を7ha拡大し888haに、汚水排水区域面積については、変更はありません。

資料1-2をご覧ください。雨水排水区域面積を変更する理由は、雨水の排水区域を約7ha拡大し、都市の健全な発展に寄与することを目指すものでございます。

続きまして、資料1-3をご覧ください。変更概要についてご説明いたします。

1. 下水道の名称、高浜公共下水道で変更はございません。2.排水区域面積、雨水排水区域面積を881haから888haに拡大いたします。汚水排水区域面積については、881haで変更はありません。3.下水管渠、4.その他の施設、の変更もありません。なお、資料1-4に概要の新旧対照表を添付してあります。汚水図につきましては、変更がないため添付を省略しています。

次に、雨水排水区域面積の変更につきまして、ご説明いたします。資料1-5の高浜公共下水道総括図をご覧ください。青色の点線で囲った区域が、現在の雨水排水区域となります。そして、図面上部左側に赤色の点線で囲った区域が、今回、拡大する区域となります。資料1-6の排水区画割平面図をご覧ください。拡大する区域は、大清水排水区となります。大清水

水排水区は、新田町及び八幡町の一部の雨水排水を背負っており、東側区域と西側区域との2系統で放流しています。東側区域は、江川に放流、西側区域は、衣浦港への放流となっており、ともに、潮の干満の影響を受けています。このような状況下において、平成25年8月の集中豪雨の際に、雨水排水が停滞し、浸水が発生しています。このようなことから、放流先の制限が比較的厳しくない衣浦港へ放流している西側区域の放流先にゲートポンプを新設し、潮位が高く排水が自然流下では放出できなくなったとき、強制排水ができるようにしたいと考えています。このことから、今回、西側の排水系統に流入している区域を拡大いたします。

最後にスケジュールをご説明します。令和4年度に大清水排水区のゲートポンプ新設に向け実施設計を発注したいと考えております。令和5年度からゲートポンプの新設工事を進めていきたいと考えています。なお、本案件につきまして、令和3年9月1日から9月15日までの2週間、「西三河都市計画下水道(高浜市決定)の変更案」として縦覧を行いました。意見書の提出はございませんでした。よろしくお願いいたします。

○事務局（島口 GL）

以上で、議案第1号に対する説明を終わります。

○佐藤会長

ありがとうございました。只今の内容につきまして何かご意見、ご質問がございましたらご発言をお願いします。

○内藤委員

大雨が降った時の対処法だとは思っていたが、油ヶ淵に流れる水を、衣浦港側に回すということですね。

○事務局（高橋主査）

油ヶ淵流域に流れるのは汚水で、稗田川が内部の地区のほとんどが稗田川を渡って油ヶ淵に流れておりまして、今回の区域の拡大は、雨水の方で油ヶ淵に流れていくものではなくて、大清水排水から吉浜の地区に降った水を排水するために、拡大するものでございます。高浜の場合ですと、汚水の場合は油ヶ淵に流れていく稗田川流域と、高浜川に流れていく高浜川流域と、明治用水に流れて海に行く、3つの汚水の排水ルートがあります。そのうちの一つが油ヶ淵流域でございますが、これは汚水で、今回の変更は雨水限定になります。

○神谷信夫委員

雨が降った時にポンプで流すということですが、容量値はどれくらいを想定されていますか。

○事務局（高橋主査）

計画しているのは、1秒あたり2.38トンの水を排水できるポンプが必要と想定しています。稗田川のところで、雨水ポンプが乞殿ポンプと中荒井ポンプの2つがありますが、それらの約3倍の排水機能になります。

○神谷信夫委員

これらは当然電気で動くと思いますが、雨が降った時にポンプが動かないことで二次災害が起きるかと思います。

○事務局（高橋主査）

仰る通りで、潮流が上がってきて高潮などで制御盤が浸水して動かないということがあります。

○神谷信夫委員

東京の方でポンプが動かなかったというのを耳にしたことがあるので、点検についてはお願いします。

○事務局（高橋主査）

承知しました。

○佐藤会長

他にありますでしょうか。

確認ですが、排水区を拡充するという事で、高浜市の場合は、雨水管と排水管が分離式で整備されているので、今までは公共下水道の区域に入っていなかったが、地権者や土地を利用されている方が、雨水管と排水管は整備されているが、浸水の被害があるので、今回は公共下水道の区域を拡充することによって、ゲートポンプを市が整備できるようにするという認識でよろしいですか。

○事務局（石川 GL）

その通りです。以前は区域外流域ということになっていますが、愛知県の指導の下、整備することになりました。

○佐藤会長

費用はいくらくらいになりますか。

○事務局（高橋主査）

5億円を見込んでおります。

○佐藤会長

その他何かありますか。

○神谷直子委員

集中豪雨がある際に、排水ポンプがいくつあって、見回る人がどのくらいいて、何分くらいで見回りができますか。

○事務局（高橋主査）

稗田川沿いに5つのポンプがあり、それに加えて今回のポンプになります。

○事務局（石川 GL）

見回りについては、毎年ポンプ班というのがありまして、各ポンプに2人固定で見回りに加えて、移動のポンプ班もいます。

○小嶋副会長

今まで、汚水も880haで、雨水も880haは全く同じ区域なのか、たまたま同じ区域面積なのですか。

○事務局（高橋主査）

都市計画決定上、全く同じ区域です。

○小嶋副会長

今回は雨水のみ、7ha増えるということですね。

○事務局（石川 GL）

はい。

○佐藤会長

ゲートポンプはどれくらいの期間使用可能ですか。

○事務局（石川 GL）

使用頻度にもよりますが、メンテナンスは毎年必要で、乞殿ポンプが作られて15年経つが、特に問題なく使えているので、40～50年は大きな改修なく使えると思います。ただし、機械部品の取り換えは必要かと思います。

○佐藤会長

それでは、議案になりますので、採決をいたします。議案第1号「西三河都市計画下水道（高浜公共下水道）の変更について」原案どおり承認させていただくことに賛成の方は、挙手を

お願いします。

————— (全員挙手) —————

ありがとうございました。それでは全員賛成ということですので、議案第1号については、原案どおり承認することに決定いたしました。

ここで、上下水道グループにつきましては、公務の関係上、退出となります。ありがとうございました。

それでは続きまして、議案第2号「西三河都市計画生産緑地地区の変更について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

4. 議案第2号：西三河都市計画生産緑地地区の変更について（高浜市決定）

○事務局（島口 GL）

それでは、議案第2号「西三河都市計画生産緑地地区の変更について」の議案書をご覧ください。

はじめに、生産緑地制度について簡単にご説明いたします。生産緑地制度とは、市街化区域内にある農地などの、緑地機能を保全し、良好な都市環境の形成を図る都市計画の制度であります。現在の生産緑地については、平成4年12月に指定されてから主たる農業従事者がお亡くなりになった場合、又は、故障などで農業の継続が不可能となった場合、又は、指定から30年を経過すると、市に対して買取申出を行うことができます。この買取申出に対して買わないという結果が出た場合、生産緑地の制限が解除されまして、その後に宅地利用などが可能になります。このように生産緑地の制約、行為宣言が解除されまして、解除された区域につきましては、生産緑地地区の除外に伴う都市計画の変更の手続を行う必要がございます。この度その審議をお願いするものがございます。

議案書を1枚めくっていただき、資料2-1をご覧ください。変更後の生産緑地地区の面積につきましては、約12.2haとなりまして、変更の理由といたしましては、資料下段に記載のとおりでありまして、生産緑地法第14条に規定する生産緑地地区内における行為の制限の解除が行われたもの、また生産緑地としての要件を欠くものについて、区域を変更するものでございます。

次に、議案書を1枚めくっていただき、資料2-2をお願いいたします。生産緑地地区の一団数及び面積でございますが、一団数は、変更前89団地に対して、9団地の減で、変更後は80団地となります。面積は、変更前13.8haから1.6ha減少し、変更後12.2haとなります。これらの生産緑地は、令和2年1月1日から、令和2年12月31日、昨年1年間に、行為制限解除がなされたものとなります。詳細内容につきましては、資料2-3をご覧くださいと思います。変更対照表の左側が変更前、右側が変更後となりまして、6ページにわたり示しておりまして、変更した箇所につきましては黄色の網掛け部で

ございます。解除地の位置については、資料2-4に、それぞれの詳細図につきましては資料2-5として表示しております。図中に黄色で表示されている部分が解除箇所となります。

本案につきましては、令和3年9月1日から9月15日までの2週間、「西三河都市計画生産緑地地区の変更案」として縦覧を行いました。なお、縦覧の結果でございますが、縦覧者ならびに意見書の提出はございませんでしたことを報告いたします。

以上で、議案第2号に対する説明を終わります。よろしく願いいたします。

○佐藤会長

ありがとうございました。只今の内容につきまして何かご意見、ご質問がございましたらご発言をお願いします。

高浜市では、年に1回生産緑地の解除を行ってมาすけど、今年も結構な数が解除されるということなんです。

○小嶋副会長

理由書にある故障について、どういったものですか。

○事務局（石川主事）

判断としては我々ではなく、医者診断書により耕作ができないとされたものについて、買取申出の手続きを行っております。

○小嶋副会長

いままで耕作をやられていた方の状態によって、耕作ができないと判断した場合には故障ということと解釈してよろしいですか。

○事務局（石川主事）

はい。

○神谷信夫委員

医師の診断書を添えて、農業委員会の方に出されて、本人に面談もして判断している。一般の農業委員会に出して、委員会の承諾ももらっています。

○佐藤会長

昔の法律なので、人間が故障するというような表現も法律の中では使われています。

○小嶋副会長

もう一点ありまして、11-21に面積要件が不足とあるが、ある一定の面積以上ないと生産緑地に指定されないということで、862㎡欠けたから、残りの部分が生産緑地から解除ということですか。

○事務局（島口 GL）

生産緑地地区については、一団で500㎡以上という指定をする上での要件があり、11-21のように今まで一団で500㎡以上という形で位置づけをしておりましたが、この862㎡の方が主たる従事者の方が亡くなったことにより、買取申出が出てまいりまして、500㎡を切ってしまうということで、残りの部分が面積要件が不足となり解除をしております。

○佐藤会長

その他いかがでしょうか。

欠番となっているところは、今までに解除されたところですが、欠番になっていないところの生産緑地の中で、特定生産緑地になりたい人はなるし、なりたくない人はそのまま生産緑地ということよろしいですか。

○事務局（島口 GL）

そうです。

○佐藤会長

その他いかがでしょうか。

○神谷直子委員

資料3-7 耕作状況の改善について、指導があったら改善されたということよろしいですか。例えば、故障などで耕作ができないようなところがあって、農地が放置されていたけど、通知があったから耕作状況を元に戻したということですか。

○事務局（島口 GL）

そうです。

○佐藤会長

そうしましたら、ご意見、ご質問等もないようですので、採決をいたします。

議案第2号「西三河都市計画生産緑地地区の変更について」原案どおり承認させていただくことに賛成の方は、挙手をお願いします。

—————（ 全員挙手 ）—————

ありがとうございました。全員挙手であります。よって、議案第2号「西三河都市計画生産緑地地区の変更について」は、原案どおり承認することに決定いたしました。

引き続き、審議する対象ではなく、意見聴取ということになりますが、「特定生産緑地の指定について」事務局より説明をお願いいたします。

5. 意見聴取案件：特定生産緑地の指定について

○事務局（島口 GL）

はじめに、「特定生産緑地の指定について」ご説明いたします。右肩に資料3-1と記載された配布資料をご覧ください。

先ほど、生産緑地制度の概要をお話ししましたが、本市において生産緑地地区を都市計画決定したのは平成4年12月4日でございます。令和4年12月で指定後30年が経過しようとしています。

既存の生産緑地地区が、現状のまま、指定後30年が経過した場合は、資料3-1の表のとおりとなります。

具体的には、特定生産緑地に移行しない場合、「主たる農業従事者の死亡や、農業に従事できないとさせる故障」の要件なしに市に買取申出が可能となる一方で、固定資産税は従来の「農地課税」から「宅地並み課税」となるほか、納税猶予は指定不可となります。特定生産緑地に指定しない場合は、既存の生産緑地の網がかかったまま、今までの主たる従事者の死亡や故障といった要件なしに買取申出が出来ます。ただし、課税などの恩恵は受けられなくなります。

これに対しまして、特定生産緑地に変更された場合は、固定資産税は引き続き「農地課税」、納税猶予については次代以降も受けることができますようになります。代わりに、今までの生産緑地では指定後30年という形でしたが、特定生産緑地につきましては、指定後10年間は買取申出に従来のような一定の要件、先ほど申し上げた要件がございまして、以後、10年ごとに更新が必要となります。なお、指定後30年を経過した後に、特定生産緑地に後から指定することはできないこととなっています。

続いて、資料の2ページ「3 指定の意向調査」をご覧ください。これまでに生産緑地所有者に対し、特定生産緑地の指定意向に係る事前の調査を平成30年度に実施しまして、140件すべての方が回答していただきました。それだけ注目度が高い変更かと感じたところでございます。

その集計結果は、約7割が特定生産緑地への指定意向ありとのことでした。

続きまして、「4 特定生産緑地指定受付」をご覧ください。

特定生産緑地の指定の受付につきましては、昨年度の1年間に渡り、特定生産緑地の指定に関する周知をHPや広報などに掲載いたしまして、指定の提案書の受付を実施しました。

その結果、95名、全体の約72.5%の方の受付の方を行いました。

続きまして、3ページの下段の方でございまして、「5 耕作状況の確認」をご覧ください。ご覧いただきたいかと思っております。特定生産緑地への指定提案のありました生産緑地に対しまして、農業委員会様のご尽力をいただきまして、耕作状況の確認をお願いしました。私共ですと、実際に耕作がされているのかどうか判断できかねると思ひまして、農業委員会様の方にご協力の

方をいたしました。その結果、6団地の生産緑地が『耕作されていない』という意見を付されたため、今年の8月に所有者に対しまして、耕作状況の改善を促しまして、要は改善してもらわないと指定することができませんというお話をさせていただきながら、改善の方を促しました。すべての方が、その結果改善されたという結果でございます。その改善の意見や改善前後の現状につきましては、資料3-6と3-7に示してございます。

6箇所の改善前後の写真を付けていただいて、見ていただいたとおり、改善前については草が一面に生えているかと思いますが、そういう中で次の耕作ができる状況、要はトラクターなどで起こしていただいて、次の耕作ができる状況まで改善の方をしていただきました。

続きまして、資料3-1の4ページをご覧くださいかと思えます。「6 特定生産緑地指定箇所」というところがございますけれども、こちらの表のとおり特定生産緑地への指定の状況といたしまして、所有者としては95名、約73%となり、面積としては約94000㎡、約78%が特定生産緑地へ指定するということになってございます。この指定の地区を一覧にしたものは資料3-2と資料3-3に示しております。資料3-3については、左側にこれまでの生産緑地、右側が特定生産緑地に移行したものだけが示されております。

また、特定生産緑地に移行するもの、移行しないものの位置につきましては、資料3-4に、それぞれの詳細図につきましては資料3-5に図面の方をつけさせていただいてございます。それぞれ図中に緑色の網目模様で表示されている部分が特定生産緑地へ指定する箇所でございます、緑色の囲いのみで表示されている部分が特定生産緑地へ指定しない箇所となっております。

最後に資料3-1に戻っていただきまして、「7 今後の予定」をご覧ください。

今後は、今年の12月に指定・不指定の結果を通知する予定でございます。

最終的には、来年の12月に、特定生産緑地の指定公示を行うこととしております。

以上で、意見聴取案件の説明を終わります。

長くなりましたが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○佐藤会長

ありがとうございました。只今の事務局の説明について何かご意見、ご質問がございましたら発言をお願いします。

見方で確認ですが、資料3-6のなかで団地番号12-2が二つある。資料3-3で見ると結構広い箇所に思いますが、この場所の一部が耕作されていないとなったと思いますが、写真を見ると3-5の図面を見ると結構ボリュームな筆なので、団地番号12-2の中のどこあたりの場所になりますか。

○事務局（島口 GL）

只今のご質問については、資料3-5をご覧くださいかと思えます。中央やや左側に12-2がございますが、この一団地のうち一部は、しっかりと耕作されておりましたが、建物の南側で耕作されていない箇所があり、その部分に対して改善を願った結果、改善されたことを確認しております。

○佐藤会長

ありがとうございます。あともう一点ですが、資料3-5の図面で見ますと、団地番号11-16は道を挟んで2つの塊が生産緑地になっていて、そのうちの南の方のみが特定生産緑地になるという意味合いですよね。塊としては所有者が違うという認識でよろしかったですか。

○事務局（鳥居主事）

その通りです。

○佐藤会長

わかりました。

その他なにかございますか。

○加藤委員

耕作されていないというところから、改善されたというのは、あくまで耕しただけですか。何をもって改善としていますか。

○事務局（島口 GL）

生産緑地は、基本的にはご自身で耕作をしていただくものでございます。今回、農業委員会様にも現地を見ていただきまして、中には一面に草が生えている状態などのものもありました。

改善とは、例えば野菜の種を植えるだとか、荒れた土地を起こして次の作ができる状態にすることと考えており、中には、既に種を植えられて耕作を始められた方もおられます。それらを確認の上、改善されたものとみております。

○加藤委員

であるならば、1年間を通してやっていなくてもよいということですか。

○事務局（島口 GL）

田を植える前の時期、収穫する前や収穫した後の時期、それぞれございまして、基本は年間を通して耕作していただくことが原則ではございますが、耕作される方の植えるものについても違いがありますので、そこらへんは臨機応変な形で見えております。

○内藤委員

耕作したときに、起こして、植えたものが育ち、収穫する。収穫した後に草も生えた状態で残っていたり、次の作物の準備のあたりに、たまたま農地パトロールで引っかかって、耕作していないのではないかと、という時も自分も畑をやっている、耕作されていないと思った

ところが自分の畑だったことがあった。たまたま、次の作付けのために支度をする前の段階で、たまたま農地パトロールに引っかかるということもありますので、その辺は大目に見てというわけではないですが、そういうときもあるにはあります。なので、たった一度のパトロールで引っかったからダメだと言われたら、耕作するほうもつらいかな、という気持ちはわかっているので、農業委員はその辺を踏まえて、じっくり見るようにはしております。

○加藤委員

このパトロールは5月にされたと思いますが、これは毎年5月にされているのですか。

○事務局（島口 GL）

今回は指定にあたっての手続きの一環として、5月に現地確認を行いました。

生産緑地は基本的にはご自身で耕作をしていただくものですので、毎年の現状確認については、航空写真で確認するなど、税務グループとも連携をしながら耕作状況の確認を行っております。

○加藤委員

なんでここまでしつこく聞くかといいますと、団地番号5-7は令和元年も上がっていますよね。令和元年の同じ資料を見てきました。去年は同じ資料がなかったが、過去のものを見返して同じ場所が上がっていて、そうすると確信犯じゃないかと疑いたくなります。この人たちは税金的には免除を受けていますよね。それを利用しているのではないかと感じてしまいます。なので、さっきからしつこく聞いているのは、1年間を通して定期的には言わないが、四季のうちで今言われた農作物がそれぞれの時期で違うというのがこの方の言い分であるならば、毎回挙がってくるので、その時期に見に行くべきだと思う。ある特定の日だけ行って、たまたま当たってしまいましたと言われるなら、本人に確認してこういう野菜を育てていて、この時期に来たらわかりますよ、となればたまたまだとなると思います。3年會に参加していて、過去のものを見てみると、ようやくわかってきたと思います。

○内藤委員

委員の言われることもごもっともかと思えます。でも、農業委員会としては、耕作放棄地を見つけて改善していくというのは原則ですけれども、農地を保全していくためには耕作の振出に戻してもらおうというのが原則で、それがあれば農地として現状認めているところがございます。そこはご容赦いただきたい。

○加藤委員

農業委員会の立場ではなく、一般市民の立場からするとおかしいのではないかと思います。

○内藤委員

私も農業委員会という立場ではないときの考えとしてはそれでした。

○加藤委員

そちらの考えも分かるので、そういう方の話も聞いたうえで判断したほうが、この方の為にもなるかと思えます。ずっと疑われるというのもこの方の為になっていないので、そこはひと手間になるかと思えますが、やってあげるとこういう会で突かれなくなり、この方の為にもなるかと思えます。これは意見としてです。

○事務局（島口 GL）

今後の耕作状況の確認方法としては、これまでの様に航空写真での確認を考えておりましたが、今回、特定生産緑地に移行されるというターニングポイントもありますので、今後の耕作状況の確認方法、把握の仕方については、今後検討してまいりたいと思えます。

○佐藤会長

ありがとうございました。その他いかがでしょうか。

今ご説明のあった通り、意見聴取を開催したら、12月に農地を所有されている方に指定できます、できませんの通知を送付ということですね。

これは議案ではないので、採決などはありませんので、よろしく願いいたします。

そうしましたら、最後に、今後の都市計画審議会の予定としましては、令和4年2月頃に、「高浜市都市計画マスタープランの改定」について議題として開催する予定と聞いておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

これをもちまして、本日の案件についてはすべて終了いたしましたので、都市計画審議会協議会を閉じさせていただきます。本日は、お忙しい中、お集まりいただきありがとうございました。

閉 会

(閉会時間 午後3時40分)